

綾瀬市消防本部惨事ストレス軽減等管理運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防本部、消防署（以下「本部等」という。）職員の災害出動に伴う惨事ストレス等軽減管理に関し、綾瀬市消防衛生管理規程（昭和58年綾瀬市消防本部訓令第3号）及び綾瀬市警防規程（平成4年12月25日綾瀬市消防本部訓令第5号）に定めるもののほか惨事ストレスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(観察)

第2条 本部等の職員は、災害出動した部隊が災害現場において強烈な事象または長時間に及ぶ事象に遭遇した場合、帰庁後において責任者(管理職又は副署長)の判断に応じ綾瀬市警防規程第15条に基づく消防活動検討会を職員間で開催し、検討会の中で災害現場出動者（本部等の事象対象者）の精神的カウンセリングが必要と責任者が判断した場合は、原則として産業医のカウンセリングを受けるものとする。

ただし、責任者が個別にカウンセリングの必要がないと認める場合は、この限りでない。

(振り分け)

第3条 産業医は、カウンセリングに当たり災害現場出動者を、別紙に定める「惨事ストレス（CIS）軽減フローチャート」に基づきデブリーフィング（専門医）、ピアデブリーファ（産業医）、異状なしの3段階に振り分けカウンセリングするものとする。

(秘密の保持)

第4条 災害現場出動者は、基本的ルールとして専門や産業医に対し、ありのままの気持ちを率直に話しストレスを吐き出すことが目的であることから、秘密を厳守することを大原則とする。

(事前教育)

第5条 責任者は、惨事ストレス対策の正しい理解やストレスが心身に与える影響等について、職員一人ひとりの周知度を高めることが急務であることから、組織的に啓発に取り組むものとする。

(職員の責務)

第6条 本部等職員は、別に定める惨事ストレスに関するマニュアル（平成15年8

月)を、熟読しストレスの発症対策を常に講じておかなければならない。

付 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。